

北上市告示甲第97号

北上市地域おこし協力隊事業実施要綱（平成27年北上市告示甲第38号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前		改正後	
（隊員の報償費） 第8 [略] 2 隊員の報償費は、月額 <u>266,000円</u> とする。ただし、1月の活動日数が20日に満たない場合は、活動日数に <u>13,300円</u> を乗じた額とする。 3 [略] 別表（第11条関係）		（隊員の報償費） 第8 [略] 2 隊員の報償費は、月額 <u>308,000円</u> とする。ただし、1月の活動日数が20日に満たない場合は、活動日数に <u>15,400円</u> を乗じた額とする。 3 [略] 別表（第11条関係）	
対象経費	支給額	対象経費	支給額
市内での住居借上げ費用	対象経費の全額とし、1会計年度につき <u>160万円</u> を限度とする。	市内での住居借上げ費用	対象経費の全額とし、1会計年度につき <u>150万円</u> を限度とする。
活動に必要な自動車やパソコン等の借上げ費用		活動に必要な自動車やパソコン等の借上げ費用	
活動車両の燃料費		活動車両の燃料費	
活動に要する消耗品		活動に要する消耗品	
活動にかかるイベント経費等		活動にかかるイベント経費等	

活動にかかる旅費
研修参加費及び旅費
その他市長が必要と認める経費

活動にかかる旅費
研修参加費及び旅費
その他市長が必要と認める経費

備考 改正部分は、下線の部分である。